**みやま市ふるさと応援寄附金事業協力事業者募集要項**

１　目的

みやま市では、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）事業の促進と、本市の魅力や地元産品等のＰＲ、並びに地元産業の活性化を図るため、寄附をされた方へ進呈する特産品等（以下「返礼品」という。）の提供に協力していただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

２　協力事業者の要件

　　下記の要件にすべて該当すること。

1. みやま市内に事業所がある法人又はみやま市内の団体、個人事業者、生産者、又は総務省告示第179号第5条に準ずる返礼品を取り扱うもので、市長が特に認める事業者
2. 市税等の滞納がないこと
3. 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等ではないこと
4. 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、セキュリティ対策をしていること
5. 全国各地に配送が可能であること

３　募集する返礼品の要件

1. 要件

下記の要件①～⑥にすべて該当又は、⑦に該当すること。

1. みやま市内で栽培、生産、製造、加工等がされているもの。（総務省告示第179号第5条に準ずる）又は、福岡県が認定する地域資源であること。
2. 本市の特産品又は全国に向けて本市のＰＲにつながるもの。
3. 数量的に安定供給が見込め、市が発注後速やかに発送できるもの。ただし、生産量、収穫時期等の制限により、通年納品できない場合には、提案時にその旨を明記すること。
4. 飲食物については、原則寄附者に到着後５日程度の消費期限が保障されるもの。（送付先が離島など、クール便配送対応が不可能となる場合は、その旨明記する。）
5. 宅配輸送に耐えうるもの（生鮮品については品物・季節によりクール便（冷蔵・冷凍）を使用する）。
6. 返礼品は「単品」、「詰合せ」どちらでも可とする。
7. 市内でのサービスの提供、体験イベント等
8. 返礼品の提案は１事業所あたり原則５点までとする。
9. 価格
	1. 価格の設定は、基本的に２，５００円以上とし、消費税、梱包代を含む。
	2. 商品の配送料はみやま市が負担する。

４　協力事業者募集期間及び申込み方法

1. 協力事業者は、随時受け付ける。
2. 申し込みは、協力事業者登録申請書、返礼品提案書及び返礼品等画像の電子データをみやま市総合政策課まで郵送又は持参により提出する。

５　事業の流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 寄 附 者 | * 1. 返礼品の発送、問い合わせ等対応
 | 道の駅提供事業者 |
|  |  | ⑤発送済報告 |
| ①寄　附②返礼品の選択 | ⑥寄付証明等 |  |
|  | ③返礼品を発注 |
|  |  | みやま市 | ・住所氏名等通知* 1. 費用請求・支払
 |

※「道の駅みやま」において販売している特産品については、原則道の駅より発送とする。

６　個人情報の保護

　事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取り扱いについては、みやま市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的には使用しないこととする。

７　協力事業者及び返礼品の決定

　上記要件を満たしたうえで、本市への寄附金に対する返礼品として適当と認められるか総合的に判断し、選考します。返礼品として適当と認めた場合には、その旨を事業者へ通知し、事業者登録を行います。

８　その他留意事項

1. 事業者は、申し込みした返礼品について変更や辞退をする場合、又は、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとする。
2. 事業者は、返礼品の品質に関して寄附者から苦情等があった場合には、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市に報告するものとする。また、品質又は事業者の過失等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
3. 市は、登録された事業者が本要項２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことができる。
4. 市は、事業者の申し込み内容に虚偽があった場合、若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は、その登録を取り消すものとする。
5. この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途協議する。

９　申込み・問い合わせ先

　〒８３５－８６０１　　福岡県みやま市瀬高町小川５番地

総務部総合政策課　シティプロモーション係

　　電話：０９４４－６４－１５５０　　FAX：０９４４－６４－１５０７